

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

・持続可能な調達活動の推進に向け、「松屋グループ調達方針」の下、環境、社会に配慮した公正な取引に努めます。この方針に基づき、お取引先との良好なパートナーシップを構築するとともに、サプライチェーンへの理解・浸透を図ることで、当社の事業に係るサプライチェーン全体での持続可能な調達を目指します。

・環境に配慮したサプライチェーンの構築を通じて、お取引先とともに脱炭素社会への実現を目指します。

## 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます

## 3. その他(任意記載)

当社は、銀座・浅草に密着した都市型百貨店、東京の地方百貨店として、唯一無二の社会的な価値を創造しつつ、経済的価値を追求する企業となることを目指しております。経営計画「Global Destination となるために」に掲げた MISSION となる「未来に希望の火を灯す 幸せになれる場を創造する」の下、当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、パートナーシップ構築宣言の普及を図ってまいります。

2026年4月22日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社松屋

代表取締役社長執行役員 古屋 毅彦

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。